

後期高齢者医療保険料の軽減割合の変更に関する市政だより記事の誤りについて

市政だより（令和2年6月21日・7月1日号）に掲載した「後期高齢者医療保険のお知らせ」における「保険料の軽減割合の変更」の記事の中で、記事の内容に誤りがあることが判明いたしましたので報告いたします。

1 概要

令和2年度の保険料の均等割額が7.75割軽減となる対象の方は次のとおりです。

（誤）年金収入 33万円以下などの要件を満たす人

（正）世帯の総所得金額等 33万円以下などの要件を満たす人

2 経緯

令和2年6月23日（火）に、市職員が配布された市政だよりを確認し、記載誤りに気付きました。

3 原因

原稿作成時に誤りがあり、また校正時にもその誤りに気付くことができませんでした。

4 影響

保険料均等割額の軽減適用については、被保険者の申請を要するものではなく、被保険者の所得情報に基づき対象者を決定するため、この記事の誤りにより保険料の算定に誤りが生じることはございません。

なお、令和2年度の保険料については、7月中旬に送付する保険料年間納入通知書により、被保険者にお知らせします。

5 対応

均等割額の軽減の見直しについて、後期高齢者医療制度のホームページ上に正しい情報を掲載します。

6 再発防止策

原稿の作成時及び校正時におけるチェック体制及びチェック方法を強化し、再発防止を徹底いたします。

<問合せ先>

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課長 佐藤

電話 044-200-2631

(別紙)

【該当の記事】 ※市政だより（令和2年6月21日・7月1日号）から抜粋

後期高齢者医療保険のお知らせ

◎保険料の軽減割合の変更…年金収入33万円以下などの要件を満たす人は、保険料の均等割が7.75割軽減になります。年金収入80万円以下などの要件を満たす人は、7割軽減になります。詳細は7月下旬に発送する決定通知書で。

保険料の均等割が7.75割軽減になる方

(誤) 年金収入 33万円以下などの要件を満たす人

(正) 世帯の総所得金額等 33万円以下などの要件を満たす人

均等割額の軽減の見直しについて

世帯の所得状況に応じて下表のとおり均等割額は軽減されます。

本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減（令和元年度は、8.5割、8割）されてきましたが、皆さんが安心して医療を受けられるようにするため、段階的に見直しを行っています。

世帯の総所得金額等の基準	均等割額の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度以降
●33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
●上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）など		8割	7割	
●33万円+(28.5万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※令和2年度の基準	5割	5割		
●33万円+(52万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※令和2年度の基準	2割	2割		